

(証券コード：9913)

平成28年6月9日

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目23番28-701号

(本部 愛知県稲沢市祖父江町島本堤外1番地)

日邦産業株式会社

代表取締役
社 長

岩 佐 恭 知

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
(末尾の[株主総会会場ご案内略図]をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
 2. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案** 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案** 定款一部変更の件
- 第 3 号 議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第 4 号 議 案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第 5 号 議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第 6 号 議 案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第11条の2の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載致しますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。 URL <http://www.nip.co.jp/ir/>

事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策や金融政策の効果等により、大企業を中心として企業収益や雇用環境が改善するなど、緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、中国やアセアン諸国を始めとする新興国の景気下振れと資源国の動向に先行き不透明感もあり、依然として懸念材料が残る状況となりました。

このような環境のもと、当社グループは日本、中国、アセアン及び北中米地域において、中長期視点に立った事業収益基盤づくりを進めておりますが、足元の事業収益はフィリピン工場、メキシコ工場の開設にかかる先行投資費用と国内メーカー事業の減収による影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,313百万円（前期比0.93%減）、営業損失は386百万円（前期は179百万円の営業損失）、経常損失は782百万円（前期は358百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は902百万円（前期は42百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別概況

セグメント別の売上概況は、次のとおりであります。

モビリティ

当該事業の業績は、バンコク工場、ベトナム工場が増収増益となったものの、メキシコ工場及び国内稲沢工場の先行投資費用等の影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は12,172百万円（前期比7.5%増）、全社費用配賦前のセグメント利益は15百万円（前期比93.0%減）、配賦後のセグメント損失は106百万円（前期は46百万円のセグメント利益）となりました。

エレクトロニクス

当該事業の業績は、スマートフォン、タブレット型端末向け部材及び検査治具用部材の好調な需要に支えられましたが、燃料電池用部材の取引終息による影響がありました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は17,030百万円（前期比11.0%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は532百万円（前期比49.4%増）、配賦後のセグメント利益は43百万円（前期は104百万円のセグメント損失）となりました。

精密機器

当該事業の業績は、コラート工場、ベトナム工場が増収となったものの、中華圏における金型販売の減益、コラート工場における新規立上に係る製造経費の増加とフィリピン工場の先行投資費用の影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は7,912百万円（前期比14.1%増）、全社費用配賦前のセグメント損失は239百万円（前期は53百万円のセグメント損失）、配賦後のセグメント損失は286百万円（前期は100百万円のセグメント損失）となりました。

住宅設備

当該事業の業績は、高効率給湯器向け配管部品は堅調に推移したものの、住宅用配管部材が大きく減少する中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は3,089百万円（前期比4.0%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は148百万円（前期比48.0%増）、配賦後のセグメント損失は10百万円（前期は50百万円のセグメント損失）となりました。

その他

当連結会計年度におけるその他の売上高は2,372百万円（前期比3.5%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は155百万円（前期比12.1%減）、配賦後のセグメント利益は33百万円（前期比54.7%減）となりました。

＜セグメント情報＞

セグメント区分	売 上 高	全社費用配賦前のセグメント損益	全 社 費 用	セグメント損益	売上構成比
モビリティ	12,172百万円	15百万円	122百万円	△106百万円	28.8%
エレクトロニクス	17,030百万円	532百万円	488百万円	43百万円	40.2%
精密機器	7,912百万円	△239百万円	47百万円	△286百万円	18.7%
住宅設備	3,089百万円	148百万円	159百万円	△10百万円	7.3%
その他	2,372百万円	155百万円	122百万円	33百万円	5.6%
調整額	△264百万円	—	—	△58百万円	△0.6%
合 計	42,313百万円	612百万円	940百万円	△386百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2,495百万円であります。その内訳は、有形固定資産であり、主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産工場建設及び生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においての所要資金は、金融機関からの借入れにより266百万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

「生産拠点の海外シフト」「新興国メーカーの台頭」など当社グループを取り巻く環境は、ますます変化して行くことが考えられます。

中期経営戦略を達成するために、その環境へ対応できる企業体質の改革・人材育成が急務であります。各機能ビジョンに加え、事業構造ビジョン・企業文化ビジョン並びに社員像の確立を通し、これらの課題に積極的にチャレンジし、解決してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期 (平成24年度)	第 63 期 (平成25年度)	第 64 期 (平成26年度)	第 65 期 (平成27年度)
売 上 高	42,433百万円	42,913百万円	42,710百万円	42,313百万円
経常利益又は経常損失(△)	1,044百万円	828百万円	358百万円	△782百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	592百万円	326百万円	△42百万円	△902百万円
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益又は 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失(△)	66円63銭	36円70銭	△4円71銭	△99円07銭
総 資 産	24,184百万円	27,303百万円	29,992百万円	25,944百万円
純 資 産	9,417百万円	10,283百万円	12,110百万円	10,068百万円

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益又は1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第 62 期 (平成24年度)	第 63 期 (平成25年度)	第 64 期 (平成26年度)	第 65 期 (平成27年度)
売 上 高	26,839百万円	26,878百万円	28,288百万円	25,627百万円
経常利益又は経常損失(△)	279百万円	158百万円	1,015百万円	△479百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	180百万円	△451百万円	179百万円	△1,640百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	20円35銭	△50円79銭	19円77銭	△180円11銭
総 資 産	17,529百万円	19,302百万円	19,704百万円	16,650百万円
純 資 産	6,972百万円	6,445百万円	6,816百万円	4,909百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日邦メカトロニクス株式会社	千円 50,000	100.00 %	治工具・カム設計製作 樹脂精密部品の製造・販売
日邦メタルテック株式会社 (注1)	千円 50,000	100.00 %	機械部品の製造・販売
NIPPO METAL TECH PHILS., INC. (注1)	千円 117,166	82.88 %	同 上
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. (注2)	千バーツ 250,000	99.98 %	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO., LTD. (注2、3)	千バーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注3)	千リングギット 15,000	—	同 上
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. (注3)	千米ドル 10,000	—	同 上
NIPPO (HONG KONG) LTD. (注4)	千香港ドル 113,426	100.00 %	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD. (注4)	千人民元 4,138	—	同 上
日邦精密工業(深セン) 有限公司 (注4)	千人民元 7,508	—	合成樹脂成形品の製造・販売
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	千ルピア 46,325,000	100.00 %	同 上
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	千バーツ 10,000	100.00 %	営業並びに開発支援サービス
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V. (注5)	千メキシコペソ 124,570	51.00 %	合成樹脂成形品の製造・販売 金属プレス品の製造・販売
日邦メカトロニクス広島株式会社	千円 45,000	100.00 %	合成樹脂成形品の製造・販売

- (注) 1. NIPPO METAL TECH PHILS., INC. は、当社が出資比率の82.88%を、当社の子会社である日邦メタルテック株式会社が出資比率の17.12%を所有する子会社であります。
2. NK MECHATRONICS CO., LTD. は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
3. NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. 及びNIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. は、当社の子会社であるNK MECHATRONICS CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
4. NIPPO (SHANG HAI) LTD. 及び日邦精密工業(深セン)有限公司は、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
5. FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V. は、当社が出資比率の51.00%を、株式会社富士プレスが出資比率の49.00%を所有する子会社であります。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「モビリティ」、「エレクトロニクス」、「精密機器」及び「住宅設備」の4つを報告セグメントとしております。

モビリティ

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

エレクトロニクス

電子部品及びクリーンエネルギー関連のメーカーに対して、専門商社として高性能材料、部品、治具及び機器等を国内外で販売しております。

精密機器

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

住宅設備

住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、樹脂成形品、ブラインド・介護用ベッドのコントロールユニット、高性能材料並びに機器等を国内外で販売しております。

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府吹田市	関 西 支 店	大阪府吹田市
本 部	愛知県稲沢市	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
東 京 支 店	東京都千代田区	北 陸 営 業 所	石川県金沢市
埼 玉 事 業 所	埼玉県羽生市	京 都 営 業 所	京都府京都市
磐 田 事 業 所	静岡県磐田市	九 州 営 業 所	福岡県福岡市
稲 沢 事 業 所	愛知県稲沢市	台 北 支 店	台 湾

② 子会社

<<国内>>

名 称	所 在 地
日邦メカトロニクス株式会社	京都府京都市
日邦メタルテック株式会社	沖縄県うるま市
日邦メカトロニクス広島株式会社	広島県広島市

<<海外>>

名 称	所 在 地
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	THAILAND
NK MECHATRONICS CO., LTD.	THAILAND
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.	MALAYSIA
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD.	VIETNAM
NIPPO (HONG KONG) LTD.	中華人民共和国
日邦精密工業(深セン)有限公司	中華人民共和国
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	中華人民共和国
NIPPO METAL TECH PHILS., INC.	PHILIPPINE
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	INDONESIA
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V.	MEXICO

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比増減）
3,298名（158名増）

（注）従業員数は嘱託及びパート（584名）は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
279名（13名増）	36歳11ヶ月	10年6ヶ月

（注） 1. 子会社への出向者（43名）を除いて表示しております。
2. 従業員数は嘱託及びパート（87名）は除いております。

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,105百万円
株式会社三井住友銀行	1,775百万円
株式会社愛知銀行	770百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、日本、アセアン及び北中米地域において、中長期的視点に立った事業収益基盤づくりを進めてまいりましたが、主要顧客の生産委託計画の変更による売上高の減少により、新拠点展開並びに既存工場の増床等による固定費を回収するに至らず、前連結会計年度において営業損失179百万円、親会社株主に帰属する当期純損失42百万円を計上、当連結会計年度におきましても営業損失386百万円、親会社株主に帰属する当期純損失902百万円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、経営資源の集中領域へのシフトと製造原価のみならず営業効率や事務効率をあわせた原価改善に取り組むことによる採算性の改善並びに財務面についても機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するために取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式18,853株)
- (3) 株主数 2,380名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	821 <small>千株</small>	9.02 %
日邦産業社員持株会	619	6.80
株式会社三井住友銀行	274	3.01
石橋 仁至	268	2.95
田中 喜佐夫	250	2.76
日立化成株式会社	242	2.66
株式会社富士プレス	221	2.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	216	2.38
大塚 眞治	207	2.28
田中 善慶	167	1.84

(注) 持株比率は自己株式(18,853株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚 眞 治	コーポレート本部長
取 締 役	岩 佐 恭 知	エレクトロニクス事業本部長
取 締 役	鈴 木 克 典	メカトロニクス事業本部長
取 締 役	竹 内 進	メカトロニクス事業部営業統括部長
取 締 役	田 中 喜佐夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 田 信 二	
監 査 役	寺 澤 弘	寺澤綜合法律事務所 所長 名糖産業株式会社 監査役
監 査 役	満 澤 宏	日立化成株式会社 関西支社長
監 査 役	林 高 史	ヴェリタス アカウンティング ファーム 林公認会計士事務所 代表
監 査 役	早 川 總 一	

- (注) 1. 代表取締役社長 大塚眞治氏は、平成28年4月1日付で取締役会長に就任しております。
 2. 取締役 岩佐恭知氏は、平成28年4月1日付で代表取締役社長に就任しております。
 3. 取締役 田中喜佐夫氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役 寺澤弘氏、満澤宏氏及び林高史氏は、いずれも社外監査役であります。
 5. 監査役 寺澤弘氏及び林高史氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役5名 100,416千円（うち社外1名 3,510千円）

監査役5名 22,200千円（うち社外3名 9,000千円）

- (注) 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、該当がありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 田 中 喜佐夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との関係にはカーボン等の売買取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち11回出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と見識からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め（定款第25条の2）があり、当社は当該取締役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

② 監査役 寺 澤 弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

寺澤綜合法律事務所所長及び名糖産業株式会社監査役を兼務しております。なお、寺澤綜合法律事務所及び名糖産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の監査役会13回の全て及び取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め（定款第34条の2）があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 監査役 満 澤 宏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日立化成株式会社の関西支社長を兼務しております。なお、同社と当社との関係には産業資材の売買取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の監査役会13回のうち11回及び、取締役会13回のうち11回に出席し、主に日立化成株式会社での知識・経験や見識等からの必要な発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め（定款第34条の2）があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 監査役 林 高 史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

ヴェリタスアカウンティングファーム 林公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、ヴェリタスアカウンティングファーム 林公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の監査役会13回の全て及び、取締役会13回の全てに出席し、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め（定款第34条の2）があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額 28百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査役会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範を「コンプライアンス規程」として制定した。
- ② 取締役会は、各取締役の職務執行を監督し、取締役は執行役員及び使用人の執行を監督する。監査役は、取締役の職務執行を監査する。
- ③ コンプライアンス推進体制の構築、コンプライアンス研修の実施、社内通報制度、内部監査等を通じて、コンプライアンスの推進、徹底を図る。

(2) 取締役及び子会社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内諸規定に従い、議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供すべきものは速やかに開示する。
- ② 企業秘密情報については管理責任者を置き、同情報の漏洩、内・外部からのアクセスを防止する。
- ③ 社内規定により、個人情報の保護に努める。

(3) 財務報告の信頼性確保並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、内部統制システムの整備・運用を図る。同推進本部長にはCSR統括部長があたる。
- ② 財務報告の信頼性の確保と、損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定する。それに伴い、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
- ③ 取締役会は、内部統制システムの整備・運用状況につき監督、監視及び検証する。

- (4) 取締役、執行役員及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営戦略、中長期計画、その他重要課題等の審議は、常勤取締役と常勤監査役から成る「経営戦略会議」で行い「取締役会」で決定する。
 - ② 管掌役員制度により取締役の業務執行責任を、事業本部制により、執行役員
の業務執行責任を明確にし、取締役及び執行役員はそれぞれの業務を行う。
 - ③ 常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」に、非常勤取締役は「取締役会」「拡大経営協議会」に出席し、取締役及び執行役員等使用人の職務の執行状況を監督する。開催頻度は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」は毎月1回以上、「拡大経営協議会」は半年に1回とする。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 経営企画部内に連結対象となる関係会社の管理担当者を置き、社内規定に基づき、関係会社を管理する。
 - ② 関係会社には当社の役職員が取締役として就任し、業務遂行を指揮監督する。
 - ③ 当社の内部監査室により関係会社の監査を行う。
- (6) 監査役職務を補助する使用人について
- 監査役職務を補助するための使用人は当面置かないものの、監査役が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。
- (7) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会には全監査役が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には常勤監査役が出席し、取締役の職務執行状況につき報告を受ける。
 - ② 社内通報制度による通報情報は、速やかに監査役に報告する。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 内部監査室は、監査計画及び監査結果を監査役に報告し、実効ある監査役監査に資する。
 - ② 監査役監査の有効性を確保するため、取締役、執行役員及び社員から監査役への報告に関する社内規定を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程に基づき、課長研修等において、コンプライアンス教育を実施しております。また、社内通報制度規程を制定し、内部通報の状況は当社監査役に報告しております。

(2) リスク管理体制について

当社は、リスク管理基本規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めております。

(3) 財務報告の体制について

当社は、内部統制システムの整備・運用を図る組織として「内部統制推進本部」を設置するなど、全社統制・IT統制・決算プロセス及び業務プロセスの運用状況の確認を強化し、健全化に努めております。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社は、監査役の職務を補助する組織として「内部監査室」を設置するなど、監査役への報告及び情報提供体制を強化し、監査役による監査が効果的かつ効率的に実施されることを確保しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,737,455	流動負債	10,237,353
現金及び預金	3,643,792	支払手形及び買掛金	7,124,954
受取手形及び売掛金	6,187,308	短期借入金	700,000
電子記録債権	124,514	1年内返済予定の長期借入金	751,380
商品及び製品	994,750	リース債務	206,930
仕掛品	434,055	未払法人税等	84,491
原材料及び貯蔵品	659,069	賞与引当金	224,311
繰延税金資産	2,253	その他	1,145,285
未収入金	493,105	固定負債	5,638,731
その他	201,336	長期借入金	3,506,465
貸倒引当金	△2,729	リース債務	286,991
固定資産	13,207,312	繰延税金負債	602,423
有形固定資産	10,188,489	再評価に係る繰延税金負債	2,487
建物及び構築物	5,701,387	環境対策引当金	14,104
機械装置及び運搬具	2,557,961	退職給付に係る負債	904,636
工具、器具及び備品	189,206	資産除去債務	115,656
土地	1,466,477	その他	205,965
建設仮勘定	273,455	負債合計	15,876,085
無形固定資産	82,526	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,936,296	株主資本	8,961,372
投資有価証券	1,825,135	資本金	3,137,754
繰延税金資産	17,875	資本剰余金	2,299,765
その他	1,127,050	利益剰余金	3,535,991
貸倒引当金	△33,765	自己株式	△12,139
		その他の包括利益累計額	742,463
		その他有価証券評価差額金	20,994
		土地再評価差額金	5,699
		為替換算調整勘定	715,768
		非支配株主持分	364,846
		純資産合計	10,068,682
資産合計	25,944,767	負債純資産合計	25,944,767

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	42,313,927
売上原価	37,858,857
売上総利益	4,455,069
販売費及び一般管理費	4,841,346
営業損失	386,276
営業外収益	
受取利息及び配当金	60,322
スクラップ売却益	32,525
その他	46,834
	139,682
営業外費用	
支払利息	121,680
支払手数料	11,395
為替差損	354,472
電子記録債権売却損	16,445
その他	31,816
	535,810
経常損失	782,404
特別利益	
固定資産売却益	657,377
投資有価証券売却益	3,235
その他	20,825
	681,438
特別損失	
固定資産処分損失	8,462
減損損失	625,245
	633,707
税金等調整前当期純損失	734,673
法人税、住民税及び事業税	247,925
法人税等調整額	64,228
	312,153
当期純損失	1,046,827
非支配株主に帰属する当期純損失	144,418
親会社株主に帰属する当期純損失	902,408

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,137,754	2,299,765	4,575,027	△12,123	10,000,424
当期変動額					
剰余金の配当			△136,627		△136,627
親会社株主に帰属する当期純損失			△902,408		△902,408
自己株式の取得				△15	△15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	△1,039,036	△15	△1,039,052
当期末残高	3,137,754	2,299,765	3,535,991	△12,139	8,961,372

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	302,755	5,545	1,232,153	1,540,454	569,549	12,110,428
当期変動額						
剰余金の配当						△136,627
親会社株主に帰属する当期純損失						△902,408
自己株式の取得						△15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△281,760	153	△516,385	△797,991	△204,702	△1,002,693
当期変動額合計	△281,760	153	△516,385	△797,991	△204,702	△2,041,745
当期末残高	20,994	5,699	715,768	742,463	364,846	10,068,682

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,218,405	流 動 負 債	7,474,204
現金及び預金	1,190,200	買掛金	5,275,089
受取手形	942,388	短期借入金	700,000
電子記録債権	118,160	1年内返済予定の長期借入金	751,380
売掛金	3,222,723	リース債務	58,836
商品及び製品	580,908	未払金	187,728
仕掛品	113,253	未払費用	139,296
原材料及び貯蔵品	60,046	未払法人税等	14,868
前払費用	15,822	賞与引当金	197,829
未収入金	134,834	その他	149,174
関係会社短期貸付金	1,813,545	固 定 負 債	4,267,322
その他	26,599	長期借入金	3,203,468
貸倒引当金	△77	リース債務	64,524
固 定 資 産	8,432,203	繰延税金負債	99,655
有 形 固 定 資 産	1,096,199	再評価に係る繰延税金負債	2,487
建物	745,820	退職給付引当金	683,820
構築物	19,565	環境対策引当金	11,921
土地	330,812	資産除去債務	38,757
投資その他の資産	7,336,004	その他	162,688
投資有価証券	576,007	負 債 合 計	11,741,526
関係会社株式	2,782,087	(純資産の部)	
出資金	560	株 主 資 本	4,647,684
長期預金	350,000	資本金	3,137,754
従業員に対する長期貸付金	26,395	資本剰余金	2,299,765
関係会社長期貸付金	3,508,305	資本準備金	1,963,068
その他	484,176	その他資本剰余金	336,697
貸倒引当金	△391,527	利益剰余金	△777,696
		利益準備金	123,725
		その他利益剰余金	△901,421
		別途積立金	640,000
		繰越利益剰余金	△1,541,421
		自己株式	△12,139
		評価・換算差額等	261,398
		その他有価証券評価差額金	255,698
		土地再評価差額金	5,699
		純 資 産 合 計	4,909,082
資 産 合 計	16,650,608	負 債 純 資 産 合 計	16,650,608

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,627,022
売 上 原 価		23,126,191
売 上 総 利 益		2,500,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,670,354
営 業 外 損 失		169,523
営 業 外 収 入		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	136,399	
そ の 他	18,773	155,173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76,026	
支 払 手 数 料	11,395	
電 子 記 録 債 権 売 却 損	16,445	
為 替 差 損	76,091	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	267,123	
そ の 他	18,289	465,371
経 常 損 失		479,721
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,955	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,235	8,190
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	2,482	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	639,280	
減 損 損 失	405,602	1,047,365
税 引 前 当 期 純 損 失		1,518,896
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,686	
法 人 税 等 調 整 額	72,977	121,664
当 期 純 損 失		1,640,560

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,137,754	1,963,068	336,697	2,299,765	123,725	640,000	235,766	999,491
当期変動額								
剰余金の配当							△136,627	△136,627
当期純損失							△1,640,560	△1,640,560
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,777,188	△1,777,188
当期末残高	3,137,754	1,963,068	336,697	2,299,765	123,725	640,000	△1,541,421	△777,696

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△12,123	6,424,888	386,273	5,545	391,819	6,816,707
当期変動額						
剰余金の配当		△136,627				△136,627
当期純損失		△1,640,560				△1,640,560
自己株式の取得	△15	△15				△15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△130,575	153	△130,421	△130,421
当期変動額合計	△15	△1,777,204	△130,575	153	△130,421	△1,907,625
当期末残高	△12,139	4,647,684	255,698	5,699	261,398	4,909,082

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口真樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡野英生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口真樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び業務を執行する者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令・定款に適合していることを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の整備に関する取締役会決意の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って監査をしている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

日邦産業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 山田 信二 ①
監査役 寺澤 弘 ①
監査役 満澤 宏 ①
監査役 林 高史 ①
監査役 早川 總一 ①

(注) 監査役 寺澤弘、満澤宏及び林高史は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、平成28年3月期の個別決算において1,541,421,460円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 1,963,068,195円のうち 440,998,904円

利益準備金 123,725,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 440,998,904円

繰越利益剰余金 123,725,000円

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生じる日

平成28年6月25日

2. 剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 777,696,460円の全額

別途積立金 640,000,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,417,696,460円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

平成28年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることで、透明性及び機動性の高い経営を実現するため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 現行定款第2条に規定する事業目的をより明確にするため追加・変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時に、その効力が生ずるものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 以下の事業に関する設備、金型、治具、製品、部品等の企画、開発、製造及び販売並びに輸出入	1) 以下の事業に関する設備、金型、治具、製品、部品等の企画、開発、製造及び販売並びに輸出入
①～④ (条文省略)	①～④ (現行どおり)
⑤ 医療用機器	⑤ 医療用機器 <u>(医療機器及び医療用具を含む。)</u>
⑥～⑧ (条文省略)	⑥～⑧ (現行どおり)
<u>(2)～(11)</u> (条文省略)	<u>2)～11)</u> (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第3条の2 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第3条の2 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1) 取締役会	1) 取締役会
2) 監査役	2) <u>監査等委員会</u>
3) <u>監査役会</u>	3) <u>会計監査人</u>
4) <u>会計監査人</u>	
第4条～第15条 (条文省略)	第4条～第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第16条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は7名以内とする。</p> <p>(2) <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第17条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定<u>及び解職</u>する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定<u>及び解職</u>することができる。</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(変更案第24条に移設し、一部変更)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第23条 (条文省略)</p> <p>(現行定款第22条より移設し、一部変更)</p> <p>(取締役会の議事録) 第24条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 (2) (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条の2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第22条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 (2) (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員以外の取締役と監査等委員とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員が会日の3日前までに他の監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第26条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第28条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第32条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第29条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録) <u>第33条 当会社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> <u>(2) 前号の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第34条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第34条の2 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(事業年度) <u>第35条～第38条</u> (条文省略)</p>	<p>(事業年度) <u>第30条～第33条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>(施行日)</u> この改正規定は、平成28年6月24日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第65期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、第27条を準用して法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができ、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を存続させることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、現在の取締役（5名）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本定時株主総会終結の時に、その効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	イワサキヤスチカ 岩佐 恭知 (昭和34年 2月26日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社商事部門海外営業部長就任 平成20年9月 NIPPO(HONG KONG)LTD. 理事長就任 平成24年4月 当社業務執行役員(現、執行役員)就任 平成25年4月 当社中華圏・海外商事統括就任 平成25年6月 当社取締役就任 平成26年4月 当社エレクトロニクス事業本部長就任 平成28年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	73,748株
2	オオツカシンジ 大塚 眞治 (昭和22年 10月24日生)	昭和46年3月 当社入社 平成2年4月 当社経営管理本部長就任 平成3年6月 当社取締役経営管理本部長就任 平成13年5月 当社代表取締役社長就任 平成24年4月 当社コーポレート部門管掌(現、コーポレート本部長)就任 平成24年10月 当社メーカー部門管掌就任 平成28年4月 当社取締役会長就任(現任)	230,980株
3	スズキカヅノリ 鈴木 克典 (昭和34年 3月20日生)	昭和56年4月 (株)デンソー入社 平成15年1月 サイアム・デンソー・マニュファクチャリング(株) 取締役副社長就任 平成20年4月 (株)デンソー パワートレイン購買部長就任 平成21年7月 同社調達グループ調達2部長就任 平成26年4月 当社入社 執行役員就任 平成26年4月 当社コーポレート本部長就任 平成26年6月 当社取締役就任(現任) 平成27年7月 当社メカトロニクス事業本部長就任(現任)	10,573株
4	※ ミカミヒサトモ 三上 仙智 (昭和44年 3月2日生)	平成3年4月 (株)INAX(現、(株)LIXIL)入社 平成16年4月 当社入社 平成18年4月 当社管理本部総務マネージャー就任 平成23年4月 当社経営企画部長就任(現任) 平成25年4月 当社執行役員コーポレート本部CSR統括部長就任 平成28年4月 当社執行役員コーポレート本部長就任(現任)	11,339株
5	タナカキサオ 田中 喜佐夫 (昭和32年 11月22日生)	昭和58年8月 (株)レイホー製作所入社 平成元年5月 同社取締役工場長就任 平成13年9月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成17年6月 当社取締役就任(現任)	262,509株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 田中喜佐夫氏は、(株)レイホー製作所代表取締役社長であり、同社と当社との間でカーボン等の売買取引があります。その他の各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、田中喜佐夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)レイホー製作所の代表取締役社長を務めており、同社での豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
なお同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 各候補者の所有する株式の数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、発送日(平成28年6月9日)現在における取得株式数を確認することができないため、平成28年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	※ オオイシトミジ 大石富司 (昭和31年 11月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成10年4月 当社東京営業本部東北営業所長就任 平成14年4月 当社商事部門自動車部品営業部長就任 平成16年4月 当社自動車部品事業部長就任 平成17年4月 当社業務執行役員(現、執行役員)就任 平成24年4月 当社執行役員事業ユニット長就任 平成26年4月 当社コーポレート本部品質保証統括部長就任 平成28年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業企画部担当 (現任)	110株
2	テラザワヒロシ 寺澤弘 (昭和11年 6月2日生)	昭和36年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会(現、愛知県弁護士会)) 昭和40年4月 寺澤法律事務所開設 平成12年5月 寺澤綜合法律事務所に名称変更 平成14年6月 当社監査役就任(現任) 平成20年6月 名糖産業(株)監査役就任(現任)	55,502株
3	ミツザワヒロシ 満澤宏 (昭和35年 10月21日生)	昭和59年4月 日立化成工業(株)(現、日立化成(株))入社 平成10年5月 同社関西支社化成部品営業部課長代理就任 平成14年5月 同社関西支社電子基材・部品営業部部長代理就任 平成16年8月 同社電子材料事業本部営業統括部配線板材料営業部部長代理就任 平成22年10月 同社東北支店長就任 平成24年4月 同社営業統括部営業企画部長就任 平成24年6月 当社監査役就任(現任) 平成27年4月 日立化成(株)関西支社長就任(現任)	—株
4	ヘヤシタカフミ 林高史 (昭和41年 10月27日生)	平成3年10月 中央新光監査法人入所 平成7年4月 公認会計士登録 平成9年1月 (株)ジャフコ入社 ジャフココンサルティング(株)出向 平成17年3月 林公認会計士事務所開設 平成18年4月 林公認会計士事務所に「中国支援室」を開設 平成18年7月 税理士登録 平成20年9月 林公認会計士事務所をヴェリタスアカウンティングファームに統合 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	3,338株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者満澤宏氏は、日立化成(株)の関西支社長であり、同社と当社との間で産業資材の売買取引があります。
4. 取締役候補者寺澤弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
なお同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
5. 取締役候補者満澤宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、日立化成(株)に務められており、豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
なお同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 取締役候補者林高史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士並びに税理士としての豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
なお同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 各候補者の所有する株式の数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、発送日（平成28年6月9日）現在における取得株式数を確認することができないため、平成28年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額2億5千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分2千5百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額5千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役の報酬額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

以 上

